

「白螺貝一口」考

—空海請来品の—検討

木 下 尚 子

一、はじめに

二、東寺保管の商法

(一) 商法とその素材

① 商法の観察

② 貝種の同定

③ シャンクガイと商法

(二) 商法の保管の現状

① 商法包

② 唐櫃・厨子・宝蔵

三、商法を中心にした東寺請来品の沿革

(一) 『御請来目録』の「白螺貝一口」

「白螺貝一口」考(木下)

① 『御請来目録』

② 「阿闍梨付風物」中の「白螺貝一口」

③ 師資相承の法具・伝法の印信

(二) 古代以降の宝蔵と請来品の保管

① 平安時代の請来品の保管

② 鎌倉・室町時代の請来品の保管

四、商法と「白螺貝一口」の意味

(一) 商法の定義と用法

① 商法の定義

② 商法の用法

(二) 「白螺貝一口」の意味

「白螺貝一口」考（木下）

① 「白螺貝一口」の実態

② 「白螺貝一口」の意味

五、日本における初期の商法

(一) 入唐八家の商法と問題点

一、はじめに

ここにおけるのは、京都市南区真言宗総本山教王護国寺（東寺、以下通称で呼ぶ）につたわる「商法」とよばれる法螺が、印度原産のシャンクガイであり、空海が唐から持ち帰ったとされる「白螺貝」に該当するのではないかと、唐代密教の正統な継承者であることを示す証となるべき文物ではないか、という点についての考察である。

筆者は本来考古学を論じる立場にあるが、このような問題をあつかうことになった経緯と問題の所在を、小稿のはじめにのべておきたい。

筆者は古代の南島交易研究において交易品としての法螺貝に注目し、古寺に保管される年代のわかるホラガイを実見していた。この中で、京都東寺にある室町時代のものとされる法螺の写真料資を見る機会があり、これがシャンクガイに似ているのでたいへん驚いた。印度産の貝を用いた法螺が日本に存在すること自体、非常に意外だったからである。その後、この写真コピーを千葉県立中央博物館の黒住耐二氏にみていただくなどして、写真の法螺がシャンクガイであることを間接的に確認した。

その後京都国立博物館の久保智康氏の尽力により、本年六月三〇日、東寺宝物館においてこれを手にとって見る機会に恵まれた。法螺はたしかにシャンクガイを用いたものであった。このことをもとに、以下に示すいくつかの検討の結果、東寺の法螺は室町時代のものではなく、平安時代初期に空海が唐から請来した「白螺貝一口」である可能性が強と考える

(二) 請来された「白螺貝一口」と「五色螺子」の違い
(三) シャンクガイからホラガイへ
六、まとめ



写真1 東寺保管の商佉

- ①上からみたところ、中央は吹き口。
- ②横からみたところ、右側が吹き口。
- ③吹き口を下にしたところ。

内唇の鬚と研磨された殻口がみえる。

にいたった。

またこの検討過程において、平安初期に請来された法螺はシャンクガイ製とホラガイ製の二種があり、これらが九世紀以降、ホラガイやボウシュウボラに変化していくという見通しを得るにいたった。筆者の目的とする南島交易論はこのあたりから漸く始まるのであるが、その前に、東寺の法螺について整理しておく必要がある。以下の記述は、このような問題意識のもとにおこなった基礎的作業である。

二、東寺保管の商佉

はじめに東寺所蔵になる法螺、「商佉」の観察結果と、現在の保管情況にいついのべたい。

(一) 商佉とその素材

①商佉の観察

図1に示したのが、東寺に保管されている法螺である。東寺では、これを仏教の用語で「シヨウキ商佉」と呼んでいる。全体の長さ一一・四cm、最大径六・三cm、重さ二二三g。螺塔部を巻貝の縫合線に合わせるように、擦り落して吹き口になっている。白色で、全体に艶をもち、研磨加工と手なれの痕跡を明瞭に留める（写真1）。手にもつと見た目よりずっしりとした感触がある。研磨痕と手なれの痕跡は、下図のA、B、C面にことに明瞭で、殻口部先端、吹き口面にもみられる。吹き口部は研磨による稜がすべてなめらかになっており、かなり使いこんだ痕を遺している。後世の

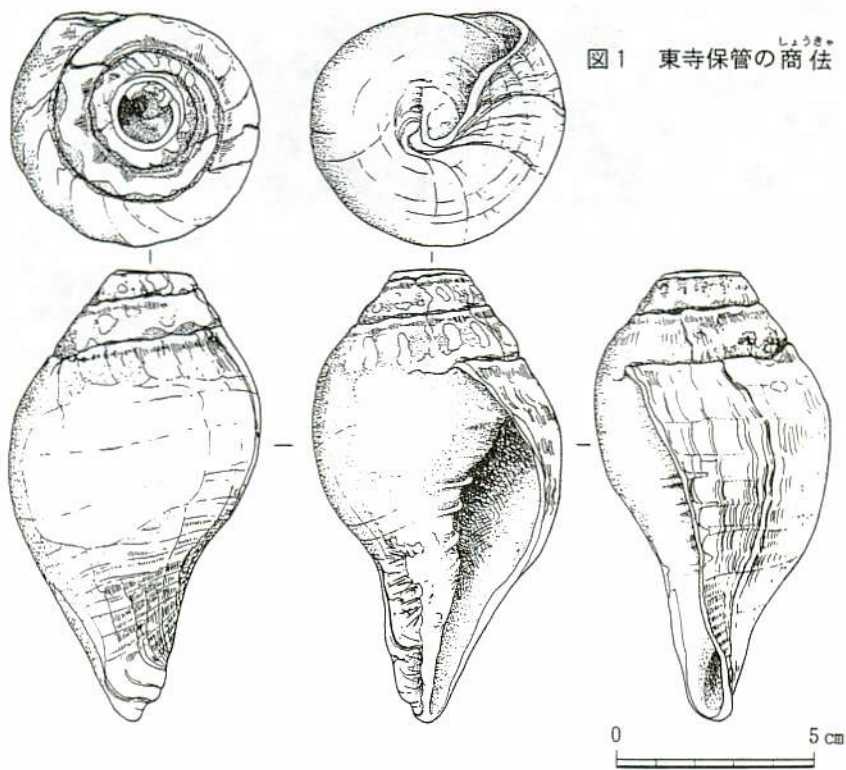
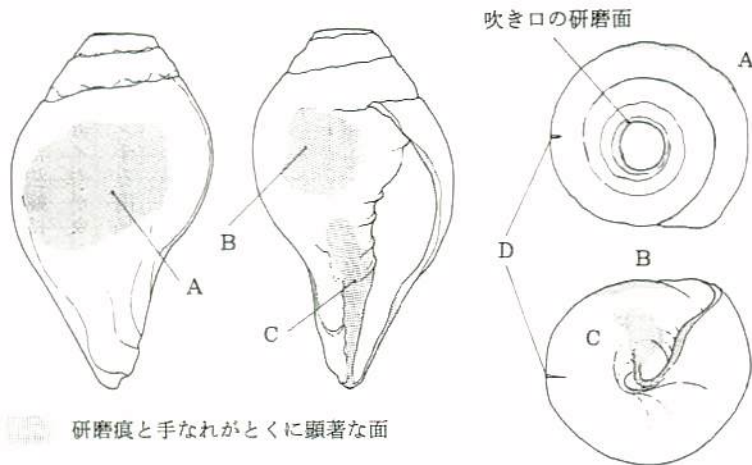


図1 東寺保管のしょうじ商佐

「白螺貝一口」考（木下）



吹き口の研磨面

研磨痕と手なれがとくに顕著な面



写真2 シャクガイ
(沖縄貝類標本館所蔵)

- ①殻口を上に向けたところ。両端の2例に、鱗状の内唇滑層がみえる。
- ②体層側からみる。表面に褐色斑文がみえる。
- ③殻頂方向からみたところ。

法螺にしばしば認められるような、金属性の吹き口をとりつけた痕跡は認められない。下図のDに、人為的につけられた浅い切れ込みが一条みとめられる。何のためのものか気になるが、今のところ説明しがたい。

②貝種の同定

商法の貝種同定については、間接的な方法をとらざるをえなかった。はじめは、『仏具大事典』や他の印刷物による東寺の商法コピーをもとに筆者が貝類図鑑と対照し、黒住耐二氏にシャンクガイ判別のポイントについて教示をうけた。東寺において実見した際、それに従って点検し、シャンクガイの条件を満たしていることを確認した。その後実物の写真と実測図を黒住氏に見ていただき、これをシャンクガイであると同定した。

③シャンクガイと商法

シャンクガイは学名 *Xancus(s.s.) pyrum* または *Turbinella pyrum*、ベンガル湾、スリランカの海域に生息するコオニコブシガイ科の貝で、浅い砂底にすみ、個体数も多く、インドにおける一般的な巻貝である(鹿間ほか 1963, S THOMAS

SATYAMURTI 1952、波部 1975、1988）。貝殻は厚くて重く、体層は大きく肩が張り、前溝は長く直走する。殻口は狭く、内唇に鬚が四筋ある。内唇滑層は鱗状になり、白色地に褐色紋が散布され、オリブ色のピロード状殻皮をかぶるが、老成するとはげ落ちる（写真2）。

シャンクガイのこのような自然形状の特徴と東寺の商法を比較してみよう。商法ではシャンクガイの体層肩部に突出している角が、すべて擦り落されている。また鱗状の内唇滑層も擦り落されて、全面なめらかになっている。オリブ色の殻皮は脱落して白い地が現れ、殻上の褐色紋の散布もすべて研磨により擦り落とされている。両者を比べると、商法になり入念な研磨加工の加えられていることが理解される。

東寺の商法は、筆者がみたくつかのシャンクガイ標本の中では、大きさに比して殻に厚みのある貝殻を使用している。本品はシャンクガイとしては大型とはいえないものの、厚みのある良質の素材を選び、入念に加工し、長く使用した跡をのこしているといえる。

（二）商法の保管の現状

①商法包（写真3）

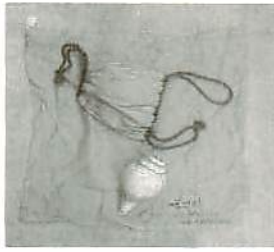


写真3 商法包、袋と商法

商法は、黄色の絹布に包まれ、さらに絹織物製の小さな袋に入れて保管されている。絹布はタテ三三・〇cm・ヨコ三五・五cmの大きさの方形布である。これを容れる袋はタテ二・五cm・ヨコ一五・〇cmの大きさで、袋両側に口をもち、両口端に紫色の組紐を通してそれぞれ巾着様に口を結ぶしくみになっている。方形布の一隅に次のような墨書がある。

「商法包 元治元年甲子十一月 年預法印大僧都乗禪」。袋には何も記されていない。このことから、元治元（一八六四）年に商法を入れる袋が作られたことがわかる。乗禪は当時の東寺長者（住持、住職のこと）の名まえである。しかし、この年号がただちに商法の年

「白螺貝一口」考（木下）



写真4 御修法御道具朱唐櫃（総高62.8cm）京都東寺宝物館提供

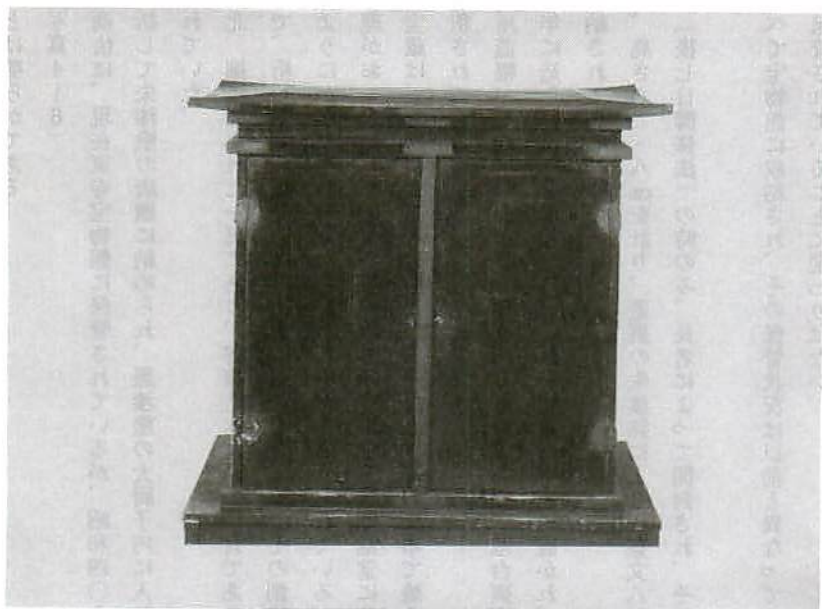


写真5 木造黒漆塗宮殿形の大厨子（総高126.5cm）
（別に台がつく） 京都東寺宝物館提供



写真 6 東寺宝蔵

大治 2 (1127) 年焼失後、再建されたもの。

代を示すものでないことは明らかである。

②唐櫃・厨子・宝蔵（写真 4～6）

商法包にくるまれた商法は、現在東寺宝物館に保管されているが、昭和四〇までは、他の請来品とともに一括して朱漆塗の唐櫃に納められ、黒漆塗の大厨子内に入れられて、宝蔵中央に安置されていた。

宝蔵は東寺伽藍の東北、掘に囲まれた一郭にあり、寄棟造本瓦葺の校倉である。床東は自然石の礎石立ちで、桁行三間、梁間三間、内部にも束を立てる。その創建時期は不明だが、後述するようになりかなり早い時期から建てたと考えられている。一九五四・五五年に解体修理がおこなわれた結果、扉の取付け方が平等院鳳凰堂に共通しているので、その後再建されたものが現在の宝蔵であると解釈されている。

大厨子は木造黒漆塗宮殿形をなし、総高一二六・五 cm、屋蓋幅一三四・〇 cm を計る堂々たるものである。基台裏面にあたる墨書銘から、これが舍利厨子として元徳二（一三三〇）年に造られたことがわかる。これが宝蔵の中央に置かれ、中に「後七日御修法道具」を一括して入れた朱漆塗の唐櫃が収納されている。

御修法御道具朱唐櫃は、長さ九二・五 cm、幅五八・五 cm、高さ六二・八 cm を計り、蓋裏の朱漆銘により、寛文八年法務三宝院僧正高賢により寄進されたことがわかる。朱唐櫃は「後七日御修法」の時のみ、長者によって開封され、その内容が入念に点検記録されている。

現在、かつて宝蔵内にあった唐櫃・厨子内の宝物は、すべて宝物館に収納され、その保管状況は以前と異なっている。しかし基本的に東寺のものとも重要な宝物として、厳重に保管されていることに変わりはない。

商法は、現在の保管情況から判断する限り、他の請来品とともに丁重に保管されている。

三、商法を中心にした東寺請来品の沿革

(一)『御請来目録』の「白螺貝一口」

①『御請来目録』

『御請来目録』(通称)は、延暦二二(八〇四)年、留学僧として遣唐使船に乗り込み唐にわたった空海(七七四―八三五)が、大同元(八〇六)年帰国し、自らが持ち帰った經典、仏具などの一覽を作成し、遣唐判官高階真人遠成を通じて朝廷に奏上した目録をいう。原本は空海の自筆になるとされる。現在伝わるものは、東寺所蔵の写本と竹生島宝巖寺に伝わる二本である。前者はもと比叡山寺に蔵せられたもので、最澄によって臨写されたものとされる。後者を空海直筆本とみなす考えもあるが、大方の賛同を得るには至っていないようである(高木 一九八二)。

『御請来目録』は、序文、新請来経等目録、新経請来の意味の三部から構成される。この内請来品の内容を記した第二部は、七段にわけることができる。その内容をまとめると以下のようになる。

- 一、新訳等の密教經典…一四二部二四七卷
- 二、梵字の真言など…四二部四四卷
- 三、論書、注釈書など…三二部一七〇卷
- 四、曼荼羅・祖師図…十種十鋪
- 五、法具…九種十八点
- 六、阿闍梨付囑物…十三種
- 七、容器…三口

「白螺貝一口」考(木下)

「白螺貝一口」考（木下）

この中で「白螺貝一口」は、六の阿闍梨付囑物の段において他の十二種の請来品とともに記録される。以下これについてみていこう。

②「阿闍梨付囑物」中の「白螺貝一口」

阿闍梨とは、この場合空海の師、青龍寺の恵果をさす。①に示した請来品において、一から五が、空海の帰国にあたって長安で特別に筆写され、鑄造され、描かれた新製作品であるのたいし、これらは本来恵果阿闍梨個人使用の文物である。

阿闍梨付囑物中の十三種の文物を、『御請来目録』にそって以下に羅列してみよう。（番号は筆者による便宜的なもの）

- 一、佛舍利八十粒 就中金舍利一粒
- 二、刻白檀佛菩薩金剛等像一龕
- 三、白縹大曼荼羅尊四百四十七尊
- 四、白縹金剛界三昧耶曼荼羅尊一百二十尊
- 五、五寶三昧耶金剛一口
- 六、金銅鉢子一具二口
- 七、牙床子一口
- 八、白螺貝一口
- 九、健陀穀子袈裟一領
- 十、碧瑠璃供養鏡二口
- 十一、琥珀供養鏡一口
- 十二、白碧瑠璃供養碗一口

十三、紺瑠璃箸一具

『御請来目録』において、これらは上記No.一〜八とNo.九〜十三にかけて、空海による説明が加えられている。白螺貝にかかわる前半の説明を引用すると：「右八種物等本是金剛智阿闍梨從南天竺國持來轉付大廣智阿闍梨廣智三藏又轉與青龍寺和尚又轉賜空海斯乃傳法之印信万生之歸依者也」(訳：これ等のものは金剛智三藏が南印度より中国に持来して、不空三藏に転付し、不空三藏から惠果阿闍梨に転与し、更に大師が転賜して持ち帰ったものである。これは真言密教受法の印である。)ちなみに上記No.九〜十三については次のような説明がある：「右八種亦是青龍阿闍梨之所付空海」(訳：これ等のものもまた、惠果阿闍梨が空海に授けるものである。)

③師資相承の法具・伝法の印信

以上から、阿闍梨付囑物として惠果阿闍梨から空海に授けられた十三種の品々には、八種の南印度渡来の伝世品と、それ以外の五種のあったことがわかる。前半の八種は、密教における代表的人物による師資相承の品々であり、真言密教受法の印信である点において、他の文物に比べ格段に高い価値をもっていたことが、空海の文章からわかる。

ここに登場する金剛智三藏(六七―七四)⁶⁾、不空三藏(七〇―七七)⁷⁾、惠果阿闍梨(七四―八〇)⁸⁾はともに金剛頂系の密の教正統を継承する中国密教の代表的人物で、それぞれ師弟の關係で結ばれている。金剛智は南印度の僧、不空は西域系北印度の僧、惠果は中国の僧である。このようにみると、問題の「白螺貝一口」は、師の惠果阿闍梨が空海に特別の思いをもって授けた師資相承の法具の一つであったことがわかる。

この間の事情は、『御請来目録』中に、空海と惠果の運命的な出会いを述べた闊達な文章で描かれている。頼富本宏氏の文章を参考に、その描写の要点をかいつまんでのべてみよう(頼富 一九九五)。空海が留学した頃、唐の密教は一人長安青龍寺の惠果によって正統な伝統が守られていた。惠果はすでに歳六十になろうとし、病弱な身体を懸念して、付法の弟子を切実に求めていた。この時はるか東海の島国から惠果の門をたたいたのが空海であった。高い学力を備えた空海をみ

「白螺貝一口」考（木下）

た恵果は、非常に慶びすぐに灌頂をさせる。また中国人の弟子では義明にしか授けていなかった密教を、矢継ぎ早に空海に付法し、伝法阿闍梨位の灌頂を授けて彼を自らの後継者とする。また、彼のために当事一流の絵師、铸博士らを使って密教流布に不可欠な曼荼羅や法具を整えさせている。空海との出会いの半年後、付法の勤めを果たしたかのように、恵果は急逝する。空海は多くの弟子の中から選ばれて、恵果のために「大唐青龍寺故三朝國師恵果和尚碑」を撰している。

このようにして日本にもたらされたのが、空海の請来品である。今東寺に他の請来仏具とともに残る「商法一口」が印度原産のシャンクガイであることは、これと『御請来目錄』中にインド渡来と記される「白螺貝一口」とが同一物である可能性を示している。ただその場合、空海がこれを請来してから今日までの約二二〇〇年間、「白螺貝一口」が東寺に確実に保管されてきたことを確かめなければならない。

ところで、これら阿闍梨付囑物の中で、現存がほぼ確実とみなされているものは、②の一の佛舍利を除くと二の仏龕丸の袈裟のみである。白螺貝については、これまで言及されていない。「白螺貝一口」が現存の商法に対応するものであれば、その歴史的意味は小さくない。

(二) 古代・中世の宝蔵と請来道具の保管

空海による請来品が東寺にもたらされてから以降の保管状況を、整理・確認していこう。これについては、『東寺百合文書』ほか、十四世紀にまとめられた東寺の寺誌『東宝記』があり、古代から中世に至る宝蔵の変遷を伝えている。加えて古代以降の「後七日御修法記録」を収録する『統群書類従』、密教の儀式記録等を収録する『統統群書類従』がある。宝蔵内の相伝道具の形成については、栗本徳子氏が綿密な考察を行っている（栗本 一九八七）。以下これらを参考に「白螺貝一口」伝承の状況を追跡することにしよう。

①平安時代の請来品の保管

空海没後間もない時期に、すでにその後継者である実慧や真雅によってのみ封納、開合の許された大經蔵の存在が、『遺

告二十五箇条⁽⁶⁾」に記されている。この大経蔵に何が収納されていたか、具体的な内容は不明である。しかし後述するように、続く時期、請来品が長者御封として嚴重に管理されていた状況を考慮すると、大経蔵の内容が空海請来の宝物類であった可能性はたかい。栗本氏は、この大経蔵の成立が空海在世中に遡る可能性を指摘している。

十世紀前半、なごらく高野山などに置かれていた請来経典「三十帖策子」⁽⁷⁾が、延喜十九(九一九)年東寺に返還されることにかかわる一連の記録がある。この中に「入唐請来仏舎利法文道具、及唐阿闍梨付風物等収置東寺経蔵」の記事があり、この時期請来品を納める経蔵のあったことがわかる(『東宝記』第六卷)。

十一世紀初めの長保二(一〇〇〇)年、東寺の宝蔵は、火災にあう。多くの宝物が僧たちの決死の行動によって運びだされるが、やむなく焼失したのもあった。『東寺百合文書一』の「東寺宝蔵焼亡日記」の写しが収録されている。ここには焼失したものの、運びだして無事であったものが詳細にリストアップされている。栗本氏がのべるように「はからずもこれらは、東寺宝蔵に関する資財帳の如き体裁をそなえており、これによって宝物類のほぼ全貌を知ることができ⁽⁸⁾」。

この時、宝蔵は南北に二棟並んでたっていたらしい。南宝蔵から持ち出された宝物として筆頭に記録されるのは、灌頂会具である。灌頂会具は密教のもっとも重要な儀式である灌頂を行うための道具一式をさし、その内容は「後七日御修法道具」に同じである。記録によると、これらは四合の筥に納められていた。その内の二合には法衣⁽⁹⁾、他の一つには香炉、残りの一合に道具がはいっていた。道具をいれた筥は「黒漆皮」箱⁽¹⁰⁾であった。これに具体的に何の道具が入っていたか記されていないが、これらについて「已上在長者御封」という説明がつくので、これらの中身が東寺でもっとも大切な道具、すなわち請来品を主体とするものであったことが容易に想像される。「白螺貝一口」も他の請来法具とともに一つの筥にはいったまま持ち出された可能性がある。

その後南宝蔵のみが再建されていることが、『東宝記』第二卷にみえる。

〔白螺貝一口〕考(木下)

「白螺貝一口」考（木下）

康平三（一〇六〇）年、成尊の撰になる『真言付法纂要抄』に『御請来目録』を引用した記述がある。ここで阿闍梨付属物の内容が一部改変され、現状にあわせてた解説が付されている。この時期、請来品の相伝内容に人為的改変の手が入り始めることは見逃せない。おそらく火災などで失われた宝物を、他の伝請来品で埋め合わせ、道具の内容を維持しようという心情が働いたのであろう。しかし「白螺貝一口」についての改変はない。実物が存在したため、と考えることができる。

十二世紀の初め、東寺請来品専用の入れ物が新調されたらしい。『教王護国寺文書』巻一の三〇「東寺新造仏具等注進状」長治三（一一〇六）年の項の「御壇具 唐櫃」の記録により、東寺が唐櫃を施入していることがわかるからである。栗本氏はこれが東寺相伝道具を収納する容器を示すのではないかと、としている。栗本氏の予想のとおり、これが宝蔵内の唐櫃であったとすれば、以後、請来品を含む「後七日御修法道具」は、唐櫃内で一括して保管されることになったと考えられる。

永久六（一一一八）年の「後七日御修法道具目録」に、十六種二十五点の道具が羅列されており、この中に「商法一口」がある（『東宝記』第二巻）。これは「御修法道具目録」では最も遡る記録であり、「商法」名称の初出でもある。この後「後七日御修法道具目録」に掲載される名称はすべて「商法一口」を踏襲し、現在に至っている。

永久六（一一一八）年の「後七日御修法道具目録」に羅列された道具を、『御請来目録』の内容と比較すると、商法は『御請来目録』の「白螺貝」に相当する可能性が高い。しかし康平三（一〇六〇）年の「白螺貝一口」と、永久六（一一一八）年の「商法一口」が同一であることを示す具体的証拠はない。このためであろうか、栗本氏は「商法一口」を請来品から除外し、仏舎利道具を中心とする一群の道具の一つとみている。

ところでここにリストアップされた道具には、いわゆる請来品品目のほかに仏舎利道具を中心とする新種の道具が含まれている。この新たなセットこそ、火災により焼失した道具を補い「後七日御修法道具」として唐櫃内で一括保管されて

きた道具の正体であろう。目録における道具の表記順序に注目すると、初めに請来道具あるいはこれを踏襲した様式の道具が『御請来目録』の順序にはぼそって列挙され、その最後に「商法一口」が付き、この後新たに加わった仏舍利道具が続く。道具名の序列の状況からみると、「商法一口」は、これを請来道具とみることもできるが、新たに加わった道具とみなすこともできる。

このように名称が『御請来目録』の「白螺貝一口」から「後七日御修法道具目録」の「商法一口」に変わる十一世紀、「白螺貝一口」の姿はにわかにはぼんやりしてしまふ。

元永三（一一二〇）年、永治二（一一四二）年の「後七日御修法道具目録」も永久六年の記載とまったく変わりない。

この間大治二（一一二七）年、宝蔵は再び焼失する。この時持ち出されたものについての詳しい目録は伝わっていないが、『東宝記』巻二には「仏舍利道具祖師影像」を持ち出した、と記される。ただ上にのべたように、火事をはさむ時期の二度の「後七日御修法道具目録」の内容がまったく同じであることから、火災時にはおそらく唐櫃ごと搬出されて、道具一式は無傷であったと推測される。

『養和二年後七日御修法記』の記録は他に比べて詳しく、道具の有無のほかその保存状況についても知ることができる。記述方法も以前の記録の単なる踏襲ではなく、個々の説明も具体的である。

養和二（一一八二）年の「後七日御修法道具」は、長者御封の「道具黒漆平箱一合」に一括収納されている。まず請来様式仏具と仏舍利道具を列挙し「已上當用」と記した後に、「商法一口」が続く。その後八角平箱入りの水晶念珠一連、金銅壺四口、封袋一帖が続く。これらはすべて「道具黒漆平箱一合」に納められている。この他にもう一合長者御封の箱があり、これには袈裟一帖、横被一帖などが納められている。長者御封の「後七日御修法道具」は、基本的には二合の箱に収納されていたようである。

ここで注意されるのは、道具の記載方法である。請来道具ならびに請来様式の道具には注書きがなく、新たに加わった

「白螺貝一口」考（木下）

仏舍利道具等にはその由来や説明が細かく記される。「商佉一口」には注書きがない。ここに記された道具の内容は、天養二（一一四五）年に新調した長者封銘をいれる袋が加わっていることを除くと、永久六（一一一八）年の目録とまったく同じである。「商佉一口」が、もし新たに加わった道具であったならば、この時点で何らかの説明がなされるはずであろう。

「商佉一口」が、後七日御修法「當用」ではないのに、長者御封の「後七日御修法道具」内に存在することも注意される。では後七日御修法に商佉はまったく使用されなかったか、といえはそうではなさそうである。『養和二年後七日御修法記』の記述では、阿闍梨が長者御封の道具をだし、宮中から勅使が来て御衣を整え、儀式の準備が完了したところで、「小行事吹螺」があり、儀式が始まる。同様の記述は文治五（一一八九）年の『真言院御修法胎藏經典日記』にもみられる。この吹螺は儀式の開始を告げる大切な合図になっている。しかし記録では「商佉一口」が「當用」ではないとされることからみると、おそらくこれには「商佉」とは別の法螺が使用されていたのであろう。「商佉一口」は実用とは切り離された道具として、長者御封の「後七日御修法道具」内に存在し続けてきた可能性がある。このことから、商佉一口が他の商佉とはことなる、特別な道具として存在したことが窺われるのである。以上から永久六年以降の「商佉一口」は、『御請来目録』の「白螺貝一口」であると考えておきたい。

以上古代の「白螺貝一口」「商佉一口」にかんする資料を追ってみた。細かい検討が続いたので、要点をまとめておく。

空海請来の「白螺貝一口」は、九世紀代には、大経蔵とよばれる蔵に他の請来品とともに保管されていた可能性がある。十世紀には、請来品を保管する経蔵が明らかに存在しており、「白螺貝一口」も他の請来品と一括して、専門の倉庫内に保管されていたことを知る。十世紀末に、これらは四合の箱に納められ、長者御封の宝物として代々嚴重に保管されること

になる。「白螺貝一口」が請来品として存在していたことは、十一世紀の文献によって間接的に示されている。請来品を中核にした「後七日御修法道具」が形を整えていく中で、いくつかは火事で失われ、また新たに作成されたものがこれに補充されたり、他の道具が加わったりして、請来品の本来の内容は改変されていく。しかし「白螺貝一口」について、焼失や補充の記録は、現在のところみられない。

十二世紀の「後七日御修法道具目録」では、請来道具に続いて「商法一口」の表現が初めて登場する。これが『御請来目録』の「白螺貝一口」に対応するものであるかどうか、にわかに判断できないが、「後七日御修法道具目録」における「商法一口」の記述の順序、記述の様式、非実用性などから考えると、これが『御請来目録』の「白螺貝一口」であった可能性は高い。

また十二世紀初頭に唐櫃が新調された後、「後七日御修法道具目録」の内容はほとんど変化していない。これについて栗本氏の次のような指摘がある。「これら（東寺相伝の道具類一筆者注）が道具唐櫃に納められるようになった時点で、道具類の異同はまったくなくなり、後世に新調されたもの、失われたものもあるが、近來まではほ同様に伝えられることになったのである」²³。

②鎌倉・室町時代以降の請来品の保管

鎌倉時代においても、後七日御修法は前代と変わることなく踏襲されている。『建保三年乙亥後七日御修法胎藏界私記』（一二一五）には、文治五年等の記録と同様の内容が記される。ただ「商法一口」は儀式において使用されないことから、これについての記述はなく、儀式の開始を上げる「小行事令吹螺」が記されるに留まる。

鎌倉時代から室町時代にいたる『東宝記』の記録は、同時代資料として価値が高い。これによると、嘉暦四（一二三二）年、修法中のある夜、盗賊が宝蔵に乱入して壇所から宝物を取り出し、仏舍利をはじめ請来品のほとんどを盗んでしまふ。後に盗賊は捕まり、宝物もとりもどされたが、これは東寺にとって衝撃的な出来事であった。現在、御修法道具朱

「白螺貝一口」考（木下）

唐櫃をおさめる黒漆塗舍利厨子は、総高一mを越える大型厨子で、男性三人でも持ち出すことが困難なほど重たい。またその構造は上の厨子と下の台が連結し、全体として複雑な鍵と隠し戸棚をそなえた嚴重なつくりである。大厨子が盜難事件の翌年新調されていることからみても、これが盜難予防のために作られていることがわかる。

『東宝記』の作者杲宝はまた、請来品の由来に『御請来目録』と異なる説明の付加されることを防ぐために、後七日御修法のたびに長者が代々道具を検査し、記録して唐櫃に収納する慣例のあることを紹介し、これが現在（室町時代）に至っている、と述べている。

室町時代の資料に、永享五（一四三三）年『禅信僧正後七日御修法記』がある。応永三四（一四二七）年の記録を手本に、阿闍梨が朱漆唐櫃を開封しこの中の黒漆篋を開け、道具を取り出している。他に衣篋もある。「小行事吹螺」をもって儀式が始まり、またこれをもって終了している。儀式の概要は、平安時代と変わらない。この後文明十八（一四八六）年土一揆が寺域内にたてこもり、金堂、講堂が焼失した。戦国時代から近世初期の動乱の中で、東寺の宝物管理は困難を極めたと推測される。

しかし結果としてみると、平安末に記録された道具類のほとんどは現在に伝わっている。これは御修法道具唐櫃とこれを納める黒漆塗舍利厨子の存在によるところが大きいであろう。東寺相伝の道具類は、数々の災難を、僧たちが厨子そのままかついで避難させることによってくぐりぬけることができたのである。寛文八（一六六八）年、御修法御道具朱唐櫃は法務三寶院大僧正高賢の寄進によって新調され、現在に至っている。

四、商法と「白螺貝一口」の意味

東寺の商法は、密教法具のひとつとして請来されている。この法具本来の意味、密教においてどのような役割をもつものであったかを次に示し、空海に伝授された「白螺貝一口」の意味を考えるよりどころとしたい。

(一) 商法の定義と用法

① 商法の定義

商法は仏具において梵音具に分類されており、巻貝を使用した笛をいう。一般には法螺、宝螺と呼ばれ、他に金剛螺、商伽などの呼称もある。商法は梵語(サンスクリット)の dharmā-saṅkha ダルマ・シャンカの音を写した漢訳語である。仏教では、本来釈尊の説法が遠く響きさかなんことにたとえる語であったが、後、巻貝の総称になったとされる(岡崎一九八二、清水一九八八⁽³⁾)。

商法の素材は本来シャンクガイであったことがわかる。現在も、印度やスリランカにおける仏教の法螺はすべてシャンクガイ製である。仏教寺院にはシャンクガイが安置され、儀式には重要な役割をになっているという。

② 商法の用法

清水乞、中村元両氏の文章にもとづいて商法の用法をまとめてみると、次のようになる(清水一九八八、中村一九八八)。

一、「応唱」、「一切諸天を招呼」するために吹く。

二、法会のために琵琶などとともに使用する楽器として吹く。

三、「一切衆生の罪を消滅させ、覚悟させる」ために吹く。

四、「仏号を宣布して悪魔を払う」ために吹く。

五、正覚位の証として受ける。(灌頂の時に阿闍梨から授けられる)

日本における商法は元來密教の法具で、ことに灌頂用具として使用されたという(岡崎一九八四)。この使用は上記の五にあたる。灌頂とは頭に水を灌ぎかける動作を示し、もと印度で国王の即位や立太子の時に行った即位儀礼を意味する言葉であるが、密教においては代表的な儀式となっている。

「白螺貝一口」考（木下）

密教には次の三種の灌頂がある。正覚位を得る伝法灌頂、弟子入りのための弟子灌頂、一般の人のための結縁灌頂。商法はこの内伝法灌頂においてのみ使用される。伝法灌頂とは、修業を積んだ僧で、人の師・阿闍梨位を得ようとする者に対して大日如来の秘法を授けるため、特定の作法で灌頂壇で行う儀式である。この時、師から商法がその証として伝授されるのである。

もとより商法は楽器の一種であるので、実際には上記一―四に相当する多くの意味で用いられたのであろうが、密教伝来の初期には、五の用法が特別重視されたのだろう。

(二)「白螺貝一口」の意味

①「白螺貝一口」の実態

『御請来目録』では、「白螺貝一口」が南印度渡来のものであることを明記している。これが中国に本格的な密教を伝えた金剛智由来のものであること、印度仏教（密教）において商法は必ずシャンクガイを使用していること、「白螺貝」の「白」はシャンクガイの特徴的な色彩であること、「螺」は巻貝を意味していることから考えて、空海が請来した「白螺貝一口」は、シャンクガイ製品であった可能性が非常に高い。問題は、その「白螺貝一口」と、現在東寺に他の請来品とともに伝わるシャンクガイ製の「商法一口」が、同一物か否か、である。

「白螺貝一口」が空海の死後、どのように保管され伝わってきたかについては、文献資料による限り、請来品がそのまま伝来している可能性が高い。請来品を含む法具は、東寺の最も重要な法要である「後七日御修法」の道具として、長者御封の宝蔵に一括して管理されており、この管理様式は基本的にごく最近まで踏襲されている。「白螺貝」は「商法」という名称で、「御七日御修法」道具と一緒に箱内に保管されてきたと考えられる。平安時代後半に道具を納める箱や厨子が整えられてからは、たび重なる災難においても、これを優先的に避難させることで、「後七日御修法」の道具は一括して護られてきたのである。

このように文献で見る限り、東寺につたわる「商佉一口」を空海請来の「白螺貝一口」に比定することは可能である。しかし、これはたんにその伝来を積極的に否定する記録が見当たらないというに過ぎず、伝来を積極的に肯定するものではない。ことにその呼称が「白螺貝一口」から「商佉一口」に変化する一〇世紀から一一世紀において、実物に変化がなかったという保証はない。この場合、伝来品がシャングカイであることが大きな意味をもつ。九世紀後半以降、インド産の法具が日本にはいる可能性は、この時期の中国の商佉がすでにホラカイ製になっていたと思われることから（後述）、非常に低いと考えざるをえない。シャクガイは、よほど特別な事情がないかぎり、日本にはいることのない文物なのである。以上から、空海請来の「白螺貝一口」は、現在東寺に伝わる「商佉一口」に対応する可能性が高いと考えられる。

②「白螺貝一口」の意味

空海は、「白螺貝一口」を他の十二種の品々とともに個人的な法具として請来している。この中の八種は金剛智が南天竺から持来し、弟子の不空に転付し、不空がその弟子の恵果に転付した師資相承の法具で、空海も『御請来目錄』に自ら記しているように、「伝法之印信」、まさに中国における密教の正統を証明する一群の文物である。

「白螺貝一口」がこのような意味をもつものであってみれば、これが密教の伝法灌頂における正覚位の証として、金剛智↓不空↓恵果↓空海と伝授された可能性がでてくる。仮りに「白螺貝一口」が灌頂によって代々授受されてきたものであったならば、それは空海にとって非常に大きな意味をもつ。これこそ、空海が中国密教の正統を継承していることを示す、主要な証となるからである。

そうであれば、白螺貝はまた東寺において次に付法するべき弟子にのみ継承される法具であったはずである。よしこれがかならずしも師弟三代全ての伝法灌頂に関っていないなくても、恵果から空海への授与については、伝法灌頂を介していた可能性は高い。この仮定に従えば、これが請来法具であるにもかかわらず「後七日御修法」において使用されないことへの、解釈のひとつにはなる。

「白螺貝一口」考(木下)

「白螺貝一口」は、少なくとも惠果からは伝法灌頂を介して空海に授与されたものではないか。その存在は、中国密教の祖師たちによって南印度から伝えられた密教の正統を、空海が個人的に受け継いでいることを示す重要な証拠ではないだろうか。

五、日本における初期の商法

日本における商法の登場時期は、今のところ文献にのこる九世紀である。初期の商法は、遣唐使船で唐にわたった学問僧たちが、經典とともにもたらした請来法具の目録中に、白螺貝、商伽、商法螺、五色螺子の名称で登場する。

(一) 入唐八家による請来品

最澄、空海をはじめとする九世紀の唐留学僧である入唐八家について、商法請来の有無を左に示そう。

- ・最澄『伝教大師将来越州録』(八〇五年) ……なし
- ・空海『御請来目録』(八〇六年) ……「白螺貝一口」
- ・常暁和尚『常暁和尚請来目録』(八三九年) ……なし
- ・円行『靈巖寺和尚請来法門道具等目録』(八三九年) ……「商法螺一」
- ・円仁『入唐新求聖教目録』(八四七年) ……なし
- ・惠運『安祥寺資財帳』(八七一年) ……「五色螺子二口」
- ・円珍『智證大師請来目録』(八五八年) ……なし
- ・宗叡『新書写書法門等目録』(八六五年) ……「商伽一口」

これによると、九世紀の前半六〇余年にわたって、日本に五口の商法がもたらされている。空海の「白螺貝一口」、円行の「商法螺一」、宗叡の「商伽一口」、惠運の「五色螺子二口」である。これらの内、実物の確認できるのは空海の「白螺

貝一口」のみである。他の四口については、現在その内容を具体的に知ることができない。

この中で、惠運の請来した「五色螺子二口」に注目したい。五色螺子という表現からみてこれが、空海の白螺貝、すなわちシャンクガイ製の法螺ではないことは明らかである。これはホラガイ (*Charonia tritonis* Linnaeus, フジツガイ科) のことではないか、と筆者は推測している。ホラガイはその表面に「ヤマドリ」の羽のような模様があり(奥谷 一九八六)、それがまさに「五色」と表現するにふさわしいと思うからである(写真7)。また日本において中世以降、法螺はほとんどホラガイの類を使用するようになっていく。ホラガイは中国近海では台湾や西沙諸島に生息し、唐代の中国人が入手できない貝ではない。九世紀中頃、中国と日本の両地におけるホラガイ製の商法の登場は、考えにくいことではないだろう。

以上から九世紀における請来の商法は、シャンクガイ製あるいはホラガイ製であったと考えるべき。いまだ具体的内容の不明な円行の「商法螺」と宗叡の「商伽一口」は、このどちらかの貝であった可能性が高い。

(二) 請来された「白螺貝」と「五色螺子」の違い
上に述べたように「白螺貝」と「五色螺子」は、その貝種を異にした可能性が高い。しかしそれを別にしても、法具として両者の異なる側面を指摘することができる。

「五色螺子二口」は惠運によって請来されている。その請来目録を収録する『安祥寺資財帳』では、「五色螺子二口」を「道具」の項に入れ、他の法具とともに列記している。『安祥寺資財帳』では別に「阿闍梨附法物」の項があって、これが空海の請来目録の阿闍梨付嘱物に対応しているが、ここには卒塔婆鈴や



写真7 ホラガイ製の法螺 (東寺蔵)

「白螺貝一口」考 (木下)

「白螺貝一口」考(木下)

金剛指環、金剛杵などの法具が列記され、商法の類はない。これに次のような説明がつく。「右大唐青龍寺義真阿闍梨授惠運」。

義真は惠果の後青龍寺を引き継いだ阿闍梨の一人であらう。阿闍梨が私有の法具を帰国する弟子に与えるこの情況は、惠果と空海の關係に類似する。ところが「阿闍梨附法物」に空海請來の「白螺貝」に対応するものはなく、反対に「道具」として「五色螺子二口」が含まれる点で、その内容は異なっている。道具としての「五色螺子二口」は、密教の様々の法会に用いられるもので、伝法灌頂において授与されるものとは区別されるであらう。惠運による「五色螺子二口」と、空海の「白螺貝一口」を比較すると、後者の意味の大きさが理解される。

(三) シャンクガイからホラガイへ

先に筆者は貞観十三(八七二)年惠運請來の「五色螺子二口」を、ホラガイ製商法ではないか、と推定した。いまその是非をおくとしても、鎌倉時代になると寺院における法螺は、ホラガイあるいはボウシュウボラといったフジツガイ科の大型巻貝を使ったものに変化する。現在知られる記年銘のあるボウシュウボラ製法螺には、嘉元二(一一三〇四)年、ホラガイ製法螺では延慶三(一一三二〇)年などがある。ボウシュウボラもホラガイも南島を含めた国内で需要を満たすことのできる貝である。

遣唐使船が廃止された九世紀末以降、唐との公的な交通路は失われるが、国内では密教が護国の仏教として普及し多様に発展していく。仏具として一定の役割をになう商法が、かならずしも印度産のシャンクガイではなく、手近にあるボウシュウボラや南島産ホラガイにおきかわっていくことは、十分ありうることである。

六、まとめ

東寺に「御七日御修法」の道具とともに保管されている「商法一口」は、ベンガル湾やスリランカに生息するシャンク

ガイである。「御七日御修法」の道具は、空海の請来品を含む東寺の宝物であり、唐櫃に一括して入れられ、宝蔵内の大厨子内において歴代厳重に保管されてきたものである。いっぽう空海が唐より請来した品々を記録した『御請来目録』の「阿闍梨付囑物」中に、南印度渡来の文物として記される「白螺貝一口」がある。のべてきたいくつかの検討の結果、現存する「商法一口」が「白螺貝一口」に対応する可能性は非常に高いという結論に導かれた。

「阿闍梨付囑物」中の南印度渡来の文物は、中国密教の祖師である金剛智、不空、恵果の三代にわたる師資相伝の品々であり「伝法之印信」であることは、『御請来目録』に空海みずからが記している。密教における商法の役割を考慮すると、空海に授与された「白螺貝一口」は、伝法灌頂の証として師から弟子へ代々継承され、恵果から空海に密教の正統なる継承者を示す意味をこめて授与されたと推定できる。

なお、日本における商法は、九世紀においてすでにシャンクガイ製とホラガイ製の2種類の大型巻貝を使用していた可能性が高く、遣唐使廃絶以後、その素材は日本近海のボウシユウボラや南島のホラガイに移っていったと考えられる。

最後に、若干の疑問・問題点を示し、諸賢のご教示を仰ぎたい。

現在「商法一口」は、毎年の「御七日御修法」には使用されていない。これは十二世紀初めの「御七日御修法」記録においても同様で、儀式に用いる商法は別に準備されている。このように「商法一口」が、他の道具とはっきり区別されているのは注意される。あるいはこれが空海個人にかかわる特別の道具であるという伝承があったのであろうか。「商法一口」が筆者の考えるように、空海にとって特別重要な意味をもっていたとすれば、これに何の説明もなく、伝承性さえ不明のまま、ただ「御七日御修法道具」とともに伝えられているのは、不思議である。「商法一口」の歴史的・文化的価値と、その伝承性の間には深い溝があるといわざるをえない。

九世紀に唐へ留学した僧たちが持ち帰った法螺の中に、シャンクガイ製の可能性をもつものが二点ある。円行の請来した「商法螺」と、宗叡の「商伽一口」である。これらは現物の有無が確認されておらず、その具体像は不明である。東

「白螺貝一口」考(木下)

寺には宗叡の請来品が一点所蔵されているが、これが東寺にもたらされた経緯についての記録はない。東寺の「商佉一口」が、空海の「白螺貝一口」を必ず伝えているかどうかを厳しく詮索すると、東寺に浅からぬ関係をもつ宗叡の請来品とのかかわりも、あるいは検討の対象になる。シャンクガイ製であるかもしれない宗叡請来の「商佉一口」を、東寺が空海請来品とともに保管している可能性はないだろうか。

宗叡は東寺に移った後真如親王に従って入唐し、貞観七(八六五)年帰国している。空海の没後まもないこの時期、空海の請来品は長者御封の大経蔵に保管されていた可能性が強い。この情況において、請来品に他の文物が混入する可能性はきわめて小さいと思う。またその後の嚴重な保管情況からみても、よし宗叡請来の「商佉一口」がシャンクガイであったとしても、ここに混入する可能性は小さいと思われる。しかし、請来道具の内容に改変がおこる十一世紀、「白螺貝一口」は「商佉一口」に名称を変えている。「白螺貝一口」の実物に変動がおこるとすれば、この時期の可能性がある。この問題については、今後の検討をまちたい。

以上、東寺宝物中の「商佉一口」と『御請来品目録』中の「白螺貝一口」の関係を検討してみた。考古学とは分野違いであるため、不備な部分の多いことを恐れている。大方のご叱正を乞いたい。

拙稿をまとめるにあたり、東寺の藤田昭弘教学部主事、東寺宝物館の新見康子学芸員には、商佉の実見をご許可いただき、多くのご教示を賜るなどことのほかお世話になった。また左記の方々にも、貴重な教示をいただいた。末筆ながらお名前を記して感謝申し上げます。

網千善教、荒川清子、工藤敏一、久保智康、黒住耐二、甲元真之、菅谷文則、松本寿三郎

《注》

(1) 「南島交易」の南島とは、現在の琉球列島を示す歴史的用語である。琉球列島とは、種子島を含む大隅諸島から、奄美、沖縄諸島をへて石垣島を含む八重山諸島にいたる一連の島嶼群をさす。

- (2) 『仏具代事典』(一九八二 鎌倉新書)、二一〇〜二二一ページ。これを見せてくれたのは、法隆寺昭和資財帳担当の荒川清子氏であり、筆者はこれによって東寺の法欄に気付くことができた。この写真は、赤松俊秀ほか『東寺』(一九五八 朝日新聞社)四七ページに掲載されたものをもとにしている。同書の解説(三三三ページ)では、この所屬時代を平安時代としているが、その根拠は示されていない。
- (3) 後七日御修法ごしちにものみそは：宮中の真言院において、毎年正月八日から十四日までの七日間、真言密教の大法を勤修して、玉体安穩、皇祚無窮、鎮護国家、五穀豊穰を祈念する法会をいう。これは承和元(八四三)年、空海が唐の道場に準じて、宮中真言院建立を奏請し、翌年行われたことに始まる。現在でも毎年正月八日から十四日まで厳修され、東寺の最も重要な法会となっている。
- (4) 阿闍梨：密教では授戒の師のことをいう。
- (5) 佐和隆研 一九四八(文献) 参照。
- (6) 金剛智三藏(六七一〜七四一)：中印度イシャナヴァルマ王の第三子。ナーランダで出家し、南印度で竜智菩薩から金剛頂系の密教を授けられ、スリランカ、スマトラを経て海路中国に入り、長安と洛陽において密教の宣布につとめた。密教の呪法を用いてひろく人々の信頼を得、中国に密教を定着させるのに大きな役割をはたした。
- (7) 不空(七〇五〜七七四)：北印度のパラモン系の父と康国の母の間で西域に生まれ、十三歳の時長安にはいる。金剛智について出家受戒し、主として金剛頂系の密教を学ぶ。金剛智の死後、自ら印度に赴き、経論五百部を持ち帰り、多数の密教経典を翻訳する。玄宗皇帝の信頼を得て、密教を護国の宗教として特色づけ、中国社会に定着させるのに大きな役割をはたした。恵果の師にあたり、空海も私淑していた。
- (8) 恵果(七四六〜八〇五)：中国長安の東の昭応で生まれる。はじめ曇貞につき、のち不空に師事して金剛頂系の密教を授けられ、また善无畏の弟子玄超から大日経系と蘇悉地経系の密教をも受けた。金剛頂系の密教と大日経系の密教の総合者と目されている。住房である長安の青龍寺には、東アジア各地から弟子が集まった。空海は恵果最晩年の弟子である。
- (9) 金剛頂系の密教：密教には大日経系と金剛頂系の大きな二系統があり、その一方の流れ。
- (10) 後文四(一) ②参照。
- (11) 恵果和尚は帰国する空海のために、李真等に両部の曼荼羅を描かせ、二十余人の写経生を集めて金剛頂など密教経典一百部を書写し、新たに密教法具十五事を鑄博士をして造らしめている。
- (12) 高野山金剛峯寺所藏になる諸尊仏像が、これに該当するとされる。
- (13) 健陀般子袈裟：空海が恵果和尚から授けられたと伝える健陀般子袈裟が東寺に伝わる。国宝。
- (14) 東寺百合文書：鎌倉時代から室町時代までの東寺関係八千数百点の文書で、加賀藩主前田綱紀がこれらを収納するために百箱を新調して寄進したところから、この名がついた。

「白螺貝一口」考（木下）

- (15) 東宝記：東寺の古代から中世にかけての寺誌。編者は東寺の塔頭観智院の開基であった梶宝（一三〇六—一三六二）、その弟子賢宝（一三三三—一三九八）ら。東寺本はその成立過程を伝えた各段階の稿本を存し、正確な本文を伝えた唯一の証本と認められている。国宝。
- (16) 遺告二十五箇条：空海入滅の承和二年に作られたことを示す日付をもつ遺言。現在、これが空海に仮託して作られたもので、その作成時期は十世紀前半ではないか、と考えられている。（上島 一九九五）
- (17) 三十帖策子：慈果和尚が空海のために、二十余人の写経生を集めて書写させた経典とされるもの。
- (18) この内の一つは阿闍梨付贖物中の健陀穀子袈裟といわれる。
- (19) 黒漆皮箱：東寺に現在伝わるものの中に、請来法具を納める黒漆皮箱がある。厚手の皮で成形し、黒漆で固めた箱で、中国大陸から運搬する時のトランクの役割をした運搬具だったとみられている。
- (20) 『統群書類従』第二十五輯下所収。
- (21) 「黒漆平箱」は現存する「黒漆皮箱」に相当すると考えられている。
- (22) 『統群書類従』巻七二一
- (23) 栗本 一九八七、六一ページ。
- (24) 『統群書類従』巻第七二二
- (25) 『統群書類従』巻第七二二
- (26) サンスクリット語の『般若心経』の現代語訳を進めておられる伊東公夫によると、梵語においてシャンカgamaとは、所謂法螺を意味する普通名詞だそうである。これは、ホラガイが法螺を意味する普通名詞になっている日本や中国にも同様に見える。
- (27) 密教の日本への伝来は、奈良時代に始まっており、おびただしい経典が書写されている。これにともなって密教法具も伝えられ、東大寺ほか数箇所寺院に三鈷杵などの密教法具が伝わっている。しかし商法の存在については不明である。
- (28) 法隆寺所蔵。
- (29) 「蘇悉地儀軌契印図」一巻

《参考文献》

- 岡崎 敬 一九七七『魏晋南北朝の世界—図説中国の歴史3—』講談社
- 岡崎 敬 一九八四『密教法具』、『新版仏教考古学講座』第五巻、雄山閣
- 一九八二『仏具大事典』、鎌倉新書
- 岡崎 謙治 一九八四『密教法具』、『新版仏教考古学講座』第五巻、雄山閣
- 栗本 徳子 一九八七『平安時代の東寺宝蔵と東寺相伝道具の形成』、『博物館学年報』第十九号、同志社大学博物館学芸員課程

- 佐和隆研 一九四八『弘法大師の理想と芸術』、高野山時報社鹿間時夫・堀越増興 一九六三『世界の具』北隆館
清水 乞 一九八八『仏具事典』、東京堂出版
祖風宣揚会 一九二〇『弘法大師全集』第一輯、吉川弘文館
高木 言 一九七四『弘法大師真蹟集成』解説所収、法蔵館
中野義照 一九五九『弘法大師の生活と思想』、『密教文化』第四十五号
中村 元 一九八八『図説仏教語大辞典』、東京書籍
塙保己一(補・太田藤四郎) 一九二四『統群書類從・第二十五輯下 釈家仏具』、平文社
波部忠重監修 一九七五『字研中高生図鑑七 貝一』、学習研究社
日比野丈夫 一九七七『華麗なる隋唐帝国—図説中国の歴史4』講談社
真柴弘宗 一九八九『密教系—中国・日本』、『仏具事典』、佼成出版社
宮坂有勝ほか 一九八七『講座密教第五卷 密教小辞典』、春秋社
龍谷大学編 一九一四『佛教大辞典』、高山房
R・T・フット・S・P・ダンス、波部忠重・奥谷喬司監訳 一九八五『世界海産貝類大図鑑』平凡社
S. THOMAS SATYAMURTI, M.A., F.S.Z. "BULLETIN OF THE MADRAS GOVERNMENT MUSEUM", NEW SERIES
Natural History Section, Vol. 1, No. 2, Part 6